

かると

医療費助成制度（重度・母子・乳幼児）のお知らせ

現在、重度・母子・3歳未満の乳幼児医療受給者証をお持ちの方で10月以降も本制度に該当される方には新しい各医療受給者証を9月末までに郵送します。

◎3歳以上就学前のお子さんがいる世帯には、乳幼児医療（3歳以上）の申請書を送付します。で、保険年金課または各支所に提出してください。

◎10月1日からの制度改正により、父子家庭にも助成が拡大されます。なお、所得制限があり該当しない場合もありますのでご相談ください。

※9月末までに医療受給者証が届かない場合はご連絡ください。

▼問い合わせ 保険年金課
(☎ 1771)

下水道工事による通行止めのお知らせ

市は、美園町4丁目の旭ヶ丘団地内で4月から下水道管の布設工事を行っており、平成17年3月まで工事を行う予定です。

工事は、基本的に朝の通勤・通学時と夜間を除いた時間で、車両の片側交互通行規制により行いま

すが、一部区間につきましては、工事の作業上、終日車両通行止めとなります。
みなさんのご理解とご協力をよろしくお願い致します。



▼通行止め予定期間 9月下旬～平成17年1月下旬（ただし、12月25日(土)から平成17年1月9日(日)までを除く）

▼工事時間 8時～17時

▼問い合わせ 下水道課
(☎ 9052)

給水装置工事事業者の追加指定のお知らせ

新たに市の指定給水装置工事業者に次の事業者を追加しましたのでお知らせします。

▼事業者名

児童手当の手続きはお済みですか

平成16年4月1日から児童手当の支給対象年齢がこれまでの義務教育就学前までから、小学校第3学年終了前までに拡大されました。

支給対象となる児童を養育している方は、9月30日(木)までに申請をすることで児童手当を受けることができますようになります。まだ、手続きをされていない方は、お急ぎ申請してください。

▶支給対象 市内に住民票のある方で、平成7年4月2日から平成10年4月1日に生まれた児童を養育している方

▶手続き方法

◎児童手当を受給されている方（平成16年3月31日現在）

- 1年生の児童を養育している方は手続きの必要はありません。
- 2・3年生の児童を養育している方は『額改定請求書』を提出してください

◎児童手当を受給されていない方（平成16年3月31日現在）

- 『認定請求書』を提出してください

問い合わせ
児童家庭課 (☎ 5634)

排水設備工事指定店の追加指定のお知らせ

新たに市の下水道排水設備工事指定店に次の事業者を追加しましたのでお知らせします。

▼指定店名

- (有)誠住宅設備プランニング(若山町2丁目43-38・☎ 4006)
- (有)野呂商会(幸町5丁目11-4・☎ 0355)

▼問い合わせ 水道工務課
(☎ 5510)

- (有)野呂商会(幸町5丁目11-4・☎ 0355)
- (有)誠住宅設備プランニング(若山町2丁目43-38・☎ 4006)

乳幼児の心肺蘇生法講習会を開催します

～登別市ファミリーサポートセンター主催～

予測できない幼い子ども事故とつきの時の対処法を実技を交えながら学びませんか。

▼日時 9月21日(火) 13時～15時

▼場所 しんた21多目的ホール

▼講師 七戸康夫さん(日鋼記念病院救急センター部長)

▼参加料 無料

▼申し込み 9月10日(金)までに電話で登別市ファミリーサポートセンター(☎ 0033)

▼問い合わせ 下水道課
(☎ 9052)